

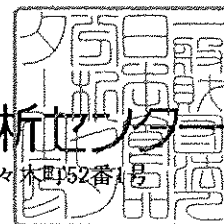
依頼者 生駒市立学校給食センター

検体名 ポリプロランチ皿

一般財団法人

日本食品分析センター

東京都渋谷区元代々木152番1号



2015年(平成27年)11月30日 当センターに提出された上記検体について分析試験した結果は次のとおりです。

分析試験結果

分析試験項目	結果	定量下限	注	方法
器具及び容器包装規格試験(合成樹脂)			1	
一般規格				
材質試験				
カドミウム及び鉛				
カドミウム	限度内			
鉛	限度内			
溶出試験				
重金属	限度内			
過マンガン酸カリウム消費量	限度内(0.5 µg/ml以下)			
個別規格(ポリプロピレン)				
溶出試験				
蒸発残留物(ヘプタン)	限度内(9 µg/ml)			
蒸発残留物(20%エタノール)	限度内(5 µg/ml以下)			
蒸発残留物(水)	限度内(5 µg/ml以下)			
蒸発残留物(4%酢酸)	限度内(6 µg/ml)			

注1. 食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第3のDの2合成樹脂製の器具又は容器包装。区分:使用温度, 100℃以下

以 上

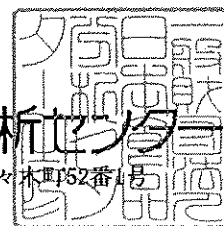
依頼者 生駒市立学校給食センター

検体名 汁椀

一般財団法人

日本食品分析センター

東京都渋谷区元代々木1-52番1号



2015年(平成27年)11月30日 当センターに提出された上記検体について分析試験した結果は次のとおりです。

分析試験結果

分 析 試 験 項 目	結 果	定量下限	注	方 法
器具及び容器包装規格試験(合成樹脂)			1	
一般規格				
材質試験			2	
カドミウム及び鉛				
カドミウム	限度内			
鉛	限度内			
溶出試験				
重金属	限度内			
過マンガン酸カリウム消費量	限度内(0.5 µg/ml以下)			

注1. 食品, 添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第3のDの2合成樹脂製の器具又は容器包装。区分: 使用温度, 100℃以下

注2. 試験層: 全層

以 上

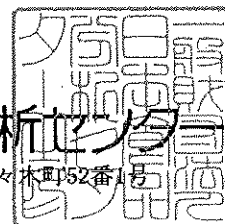
依頼者 生駒市立学校給食センター

検体名 ポリプロ弁当箱

一般財団法人

日本食品分析センター

東京都渋谷区元代々木452番4号



2015年(平成27年)11月30日 当センターに提出された上記検体について分析試験した結果は次のとおりです。

分析試験結果

分析試験項目	結果	定量下限	注	方法
器具及び容器包装規格試験(合成樹脂)	-----	-----	1	---
一般規格	-----	-----		---
材質試験	-----	-----		---
カドミウム及び鉛	-----	-----		---
カドミウム	*1 限度内	-----		---
鉛	*1 限度内	-----		---
溶出試験	-----	-----		---
重金属	*1 限度内	-----		---
過マンガン酸カリウム消費量	*1 限度内(0.5 µg/ml以下)	-----		---
個別規格(ポリプロピレン)	-----	-----		---
溶出試験	-----	-----		---
蒸発残留物(ヘプタン)	*1 限度内(5 µg/ml以下)	-----		---
蒸発残留物(20%エタノール)	*1 限度内(5 µg/ml以下)	-----		---
蒸発残留物(水)	*1 限度内(5 µg/ml以下)	-----		---
蒸発残留物(4%酢酸)	*1 限度内(5 µg/ml以下)	-----		---

*1 本体について試験した。

注1. 食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第3のDの2合成樹脂製の器具又は容器包装。区分:使用温度, 100℃以下

以 上